

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

【重要なお知らせ】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本紙(3月25日午後4時現在)および過去の「広報すぎなみ」掲載の催し等が中止または延期となる場合があります。最新情報は、各催し等の問い合わせ先にご確認いただくか、区ホームページをご覧ください。



保険・年金

国民年金保険料

2年度の国民年金保険料は、月額1万6540円です。保険料は、4月上旬に日本年金機構から送付される納付書で、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付することができます。また、国民年金保険料にはまとめて納付すると保険料が割引になる「前納制度」があります。1年分・6カ月分の前納用納付書が毎月の納付書と一緒に送付されますので、前納を希望する場合は、記載された期日までに納めてください。2年分の前納納付書や一定期間をまとめた納付書を希望する場合は、年金事務所へ申し込んでください。なお、保険料は現金による納付のほか、口座振替やクレジットカードでの納付もできます(事前の申し込みが必要)。

介護保険料通知書を発送します

介護保険料の支払い方法が納付書払い・口座振替(普通徴収)の方へ、2年度4~7月分の納入通知書を4月9日(木)に発送します。

なお、支払い方法が年金からの引き落とし(特別徴収)の方は、今回の通知書は発送しません。 介護保険課資格保険料係

税金

インターネット公売の実施

滞納税金に充当するため、滞納者から差し押さえた財産のインターネット公売を実施します。 因「Yahoo! JAPAN ID」を取得し、公売参加申し込みを行う必要があります。詳細は、区ホームページ参照 ▶ **日程等=参加申し込み**=4月10日(金)午後1時~28日(火)午後11時 ▶ **入札**=5月8日(金)午後1時~10日(日)午後11時 ▶ **公売予定物品**=DVD、野球関連グッズ、アニメフィギュアほか

◇ **下見会**
 4月16日(木)午前10時~午後3時 場 納税課(区役所中棟2階) 他 要事前連絡

生活・環境

都市計画案の縦覧と意見書の提出

「都市計画法」の規定に基づき、関係区の住民および利害関係人は縦覧期間中に意見書を提出することができます。 因 **計画の名称**=「東京都市計画公園(杉並第2・2・50号上ノ台公園、杉並第2・2・51号清水二丁目公園、杉並第2・2・52号松庵二丁目公園)の変更(杉並区決定)」 ▶ **縦覧期間**=4月9日(木)~23日(木)(土・日曜日を除く) ▶ **縦覧場所**=都市整備部管理課(区役所西棟5階)。区ホームページからもご覧になれます ▶ **意見書の提出**=意見書(書式自由)に都市計画案の名称・日付・住所・氏名・案に対する意見・宛名を書いて、4月23日午後5時(必着)までに都市整備部管理課へ郵送・持参 同課庶務係 他 意見書は杉並区長宛



羽田空港のコールセンター開設
 航空機騒音・落下物等に関する相談や質問等があり

ましたらお問い合わせください。 国土交通省羽田空港コールセンター ☎0570-001-596。または ☎0570-001-160 (IP電話からは ☎5908-2420。いずれも午前7時~午後8時)

子育て・教育

配慮が必要なお子さんのための小学校就学の流れ説明会

5月12日(火)・15日(金)・21日(木)午前10時~正午 場 区役所第4会議室(中棟6階) 因 就学支援相談、区の学校の状況 因 療育を利用中で4・5歳児の保護者 同 特別支援教育課就学支援相談係 ☎5929-9481 他 車いすの利用等で車を利用する方はお問い合わせください。説明会終了後、就学支援相談希望の受け付けを実施(電話でも受け付け可)

就学援助

区内在住で国立小中学校に通学している児童・生徒の保護者に対し、学用品や給食など学校に必要な費用の一部を援助する制度です。 因 区内在住の児童・生徒と同居の保護者で、次の①~③のいずれかに該当する方 ① 現在、生活保護を受けている ② 平成31年4月1日以降、生活保護が停止・廃止になった ③ 平成31年1月~令和元年12月中の世帯員全員の総所得金額の合計が、教育委員会が定める認定基準額以下の世帯 申 申請書(区立小中学校、学務課就学奨励担当(区役所東棟6階)で配布)を、同担当または在学校へ提出。区外の学校に通学している児童・生徒の保護者は、お問い合わせください 同 同担当

審議会等のお知らせ

まちづくり景観審議会

4月14日(火)午前10時~正午 場 区役所第3・4委員会室(中棟5階) 因 阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり・杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果 同 都市整備部管理課庶務係

2年度

成人祝賀のつどい

2年度の成人式を開催します。右表のとおり、お住まいの地域(町名)によって開催時間が異なります。

3年1月11日(祝)午前10時30分、午後2時30分 場 杉並公会堂(上荻1-23-15) 因 区内在住で平成12年4月2日~13年4月1日生まれの方(該当する方へ11月末日頃に案内状を発送予定) 同 児童青少年課青少年係 ☎3393-4760

開始予定時間	午前10時30分	午後2時30分
住所(町名・丁目)	天沼、井草、今川、荻窪、上井草、上荻、久我山、清水、下井草、松庵、善福寺、高井戸西、西荻北、西荻南、本天沼、南荻窪、宮前、桃井の全域、阿佐谷北(3丁目5~7・11~43番、4丁目2~12・18~28番、6丁目14~25・27~33番)、上高井戸(1・2丁目全域)、高井戸東(4丁目3~21番)	阿佐谷南、和泉、梅里、永福、大宮、高円寺北、高円寺南、下高井戸、成田西、成田東、浜山、方南、堀ノ内、松ノ木、和田の全域、阿佐谷北(1・2丁目全域、3丁目1~4・8~10番、4丁目1・13~17・29・30番、5丁目全域、6丁目1~13・26・34~49番)、上高井戸(3丁目全域)、高井戸東(1~3丁目全域、4丁目1・2・22~28番)
中学校区	天沼、井草、井草、荻窪、松溪、神明、中瀬、西宮、東原、富士見丘、宮前	阿佐ヶ谷、和泉、大宮、高円寺、高南、向陽、杉森、泉南、高井戸、東田、松ノ木、和田

4月の各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会★	4月7日(火)・21日(火)午後1時~4時 場 区役所1階ロビー 他 図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参	同 東京都建築士事務所協会杉並支部 ☎6276-9208、区市街地整備課耐震改修担当
住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会★	4月8日(水)午後1時~4時 場 区役所1階ロビー 他 図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参	同 区市街地整備課耐震改修担当
行政相談★	4月10日(金)午後1時~4時 場 区政相談課(区役所東棟1階) 因 年金・福祉・道路などの苦情・相談	同 区政相談課
不妊専門相談	4月16日(木)午後1時30分・2時10分・2時50分・3時30分 場 杉並保健所(荻窪5-20-1) 因 区内在住・在勤・在学の方 定 各1組(申込順)	申 電話で、杉並保健所健康推進課 ☎3391-1355。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、同課 ☎3391-1377へファクス 同 同課
弁護士による土曜法律相談	4月18日(土)午後1時~4時 場 相談室(区役所西棟2階) 定 12名(申込順) 他 1人30分	申 電話で、4月13日~17日午前8時30分~午後5時に専門相談予約専用 ☎5307-0617。または直接、区政相談課(区役所東棟1階)で予約 同 同課
住民税(特別区民税・都民税)夜間電話相談	4月20日(月)午後5時~8時30分	同 納税課 ☎5307-0634~6

※★は当日、直接会場へ。

凡例 時 日時 場 場所 内 内容 師 講師 対 対象 定 定員 費 参加費(記載のないものは無料) 申 申し込み(記載のないものは直接会場へ) 同 問い合わせ 他 その他 因 Eメールアドレス HP ホームページアドレス

健康・福祉

国の手当の額が改定されました

4月分から下表の手当の支給月額が改定されました。手続きの必要はありません。

手当名	支給月額
①特別児童扶養手当(1級)	5万2500円
②特別児童扶養手当(2級)	3万4970円
③特別障害者手当	2万7350円
④障害児福祉手当	1万4880円
⑤福祉手当(経過措置分)	1万4880円
⑥児童扶養手当	4万3160円(一部支給=1万180円~4万3150円)

①~⑤は障害者施策課障害者福祉係、⑥は子ども家庭部管理課子ども医療・手当係

採用情報 ※応募書類は返却しません。

特別区立幼稚園・子供園教員採用候補者

勤務場所=東京23区の区立幼稚園等(大田区・足立区を除く) ▶ **資格**=幼稚園教諭普通免許状を有するまたは3年4月1日までに取得見込みで、昭和61年4月2日以降生まれの方 ▶ **選考案内(申込書)の配布場所**=東京23区の教育委員会事務局、特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局人事企画課採用選考担当 申請書を、5月7日(消印有効)までに同担当(〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1東京区政会館17階)へ郵送。または、5月7日・8日に同担当へ持参 同担当 ☎5210-9751 ①次選考(筆記試験)は6月21日(日)に実施。詳細は、特別区人事・厚生事務組合ホームページ参照

募集します

東京都子育て支援員研修(第1期)受講者

都は、子育て支援分野で従事する上で必要な知識や技能等を有する「子育て支援員」の養成研修「地域保育コース」を実施します。
①6月から順次 ②都内(新宿区ほか) ③都内在住・在勤で子育て支援員として就業を希望する方 ④申請書を、4月17日(必着)までに東京都福祉保健財団

(〒163-0718新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル18階)へ簡易書留で郵送 ⑤同財団 ☎3344-8533 ⑥カリキュラム、日程等の詳細は、募集要項参照。申込書・募集要項は4月3日から区子ども家庭部管理課(区役所東棟3階)で配布予定。同財団ホームページからご覧になれます

2年度まちづくり活動団体

区内で行う区民主体の自主的なまちづくりで、地域に開かれ、現在または将来にわたって住みよい都市環境づくりに貢献する活動に助成金を交付します。
募集内容=①びぎな一コース②すてっぷコース ▶ **助成金額**=①3万円以内②7万円以内 ▶ **募集数**=各4団体 ③4月~3年3月に行う活動で、④規約・会則を定めて区内で活動する5名以上の団体⑤区に登録しているまちづくり団体 ⑥申請書(都市整備部管理課庶務係<区役所西棟5階>で配布。区ホームページからも取り出せませす)を5月29日午後5時までに同係へ持参 ⑦同係 ⑧事前相談希望者は、要予約。審査は、①書類審査・ヒアリング、まちづくりセミナー(6月13日(土)午後1時~2時)の受講②書類審査・公開審査会(6月13日(土)午後2時~4時)でのプレゼンテーション

「すぎなみ教育報」6・9月号の掲載広告

主な配布方法=区立子供園・小中学校・特別支援学校のお子さんへ配布するほか、区役所・区民事務所・図書館・地域区民センターなどの区立施設、駅の広報スタンド ▶ **冊子規格**=A4判カラー8ページ ▶ **発行部数**=各号約3万4500部 ▶ **掲載料**=1枠2万円 ▶ **広告規格**=縦46mm×横92mm ▶ **掲載位置**=裏表紙の外側下 ▶ **募集枠**=各号2枠 ④申込書(教育委員会事務局庶務課庶務係<区役所東棟6階>で配布。区ホームページからも取り出せませす)に広告原稿案を添えて、4月30日午後5時(必着)までに同係へ郵送・持参 ⑤同係 ⑥選定の上、掲載の可否を後日通知

「広報すぎなみ」7~9月発行分の掲載広告

主な配布方法=新聞折り込み、区役所・区民事務所などの区立施設、駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドほか。個別配布あり ▶ **発行日**=月2回(1日・15日) ▶ **発行部数**=約17万4000部 ▶ **掲載料**=1号につき1枠1万円 ▶ **広告規格**=縦10mm×横235mm ▶ **掲載位置**=広報

紙中面下部欄外 ▶ **募集枠**=各号4枠 ④申込書(広報課<区役所東棟5階>で配布。区ホームページからも取り出せませす)に広告原稿案を添えて、4月30日午後5時(必着)までに同課広報係へ郵送・持参 ⑤同係 ⑥広告原稿はデータで提出。掲載の可否は後日通知。区ホームページのバナー広告も募集中

その他

地価公示価格の閲覧

1月1日現在の杉並区内の地価公示価格は、国土交通省「土地総合情報システム」<https://www.land.mlit.go.jp/webland/>からご覧になれます。また、以下の閲覧場所でもご覧になれます。
閲覧場所=市街地整備課(区役所西棟3階)、区政資料室(西棟2階) ③市街地整備課土地利用計画係 ④地価公示冊子等が電子化されたことに伴い、各図書館、各区民事務所での冊子等の閲覧はできません

戦没者遺族の慰霊巡拝

①カザフスタン②イルクーツク、ブリヤート共和国③ハバロフスク、ユダヤ自治州④沿海地方⑤旧満州地域全域⑥ニューギニア島東部⑦インドネシア(ニューギニア島西部含む)⑧ビスマーク諸島⑨ミャンマー⑩トラック諸島⑪フィリピン⑫硫黄島への慰霊巡拝の参加者を募集します。日程・参加費は地域により異なるため、お問い合わせください。
都内在住で①~⑫の地域の戦没者の配偶者(再婚した方を除く)、父母、子、兄弟姉妹、孫、参加する子・兄弟姉妹の配偶者、おいめい ④東京都福祉保健局生活福祉部計画課援護給担当 ☎5320-4076、区保健福祉部管理課地域福祉係 ⑤当該地域の慰霊巡拝に参加したことがない方優先

夕方のチャイムが6時に変わります

区では、子どもたちに帰宅を促すとともに、防災無線放送塔の点検等を目的として、夕方に「夕やけこやけ」のチャイムを放送しています。放送時間は、4~9月は午後6時、日没が早まる10~3月は午後5時です。
④広報課

新しい「障害者のてびき」ができました

障害福祉サービスを中心に、障害のある方の地域生活を支える各種障害福祉施策や施設等の情報をまとめた「令和2年版障害者のてびき」(右写真)を発行しました。



区内在住の身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方がいる世帯に送付します。また、障害者施策課(区役所東棟1階)、各福祉事務所、各保健センター、各障害者地域相談支援センターすまいるでも配布します。
④障害者施策課管理係

低炭素化推進機器等導入助成

今年度から、雨水タンクへの助成も開始しました。

助成対象

- 太陽光発電システム=限度額12万円
- 設置用リチウムイオン蓄電池=限度額8万円
- 自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)=定額5万円
- 家庭用燃料電池(エネファーム)=定額5万円
- 高日射反射率塗装=限度額15万円
- 窓断熱改修=限度額15万円
- 雨水タンク=限度額2万円 ほか

対象

- 区内在住の方(設置完了までに区内在住となる方を含む)
- 区内中小企業者(代表者が区民であること) ほか

申請方法

申請書類(環境課環境活動推進係<区役所西棟7階>で配布。区ホームページからも取り出せませす)を、4月7日~3年2月26日に同係へ持参 ※予算枠に達し次第終了。

その他

- 導入前(雨水タンクは購入前)の2週間前までの申請が必要
- 過去に同助成を受けた機器での再申請は不可(耐用期間を超えている場合は可)
- 詳細は区ホームページ参照

問い合わせ

環境課環境活動推進係

家庭用生ごみ処理機の購入費補助

補助金額=本体購入金額(消費税込み)の2分の1(上限2万円。ただし、ポイントなどの還元分での支払額は補助対象外) ④区内在住で生ごみ処理機を4月1日~3年3月31日に購入し、継続して使用する方(申請は1世帯1基) ⑤申請書(ごみ減量対策課<区役所西棟7階>で配布。電話請求可)を、3年3月31日(必着)までに同課へ郵送・持参 ⑥同課事業計画係 ⑦ディスプレイタイプは補助対象外。予算枠に達し次第終了。同補助は3年度で終了予定。平成27~30年度に同補助を受けた方は、暫定措置あり



電気自動車用充電設備導入助成

対象機器=①急速充電設備②普通充電設備(充電用コンセント・V2Hを含む) ▶ **助成額**(1000円未満切り捨て)=機器本体の購入価格(消費税を除く)の4分の1+設置工事費(定額1万円)/限度額①50万円②10万円 ④区内在住の方(設置完了までに区内在住となる方を含む)、区内中小企業者(代表者が区内在住であること) ⑤機器設置前に、申請書(環境課<区役所西棟7階>で配布。区ホームページからも取り出せませす)を、4月7日~3年2月26日に同課環境活動推進係へ持参 ⑥同係 ⑦予算枠に達し次第終了。導入前の申請が必要。過去に同助成を受けた機器での再申請は不可(耐用期間を超えている場合は可)。詳細は、区ホームページ参照



区民意見を 募集します

◇意見提出方法

はがき・封書・ファクス・Eメールまたは閲覧場所にある意見用紙に書いて、4月30日(必着)までに市街地整備課 ☎3312-2907 ✉sigaiti-k@city.suginami.lg.jp。ご意見には、住所・氏名(在勤の方は勤務先の名称と所

在地、在学の方は学校名と所在地、事業者は事業所の名称と所在地、代表者の氏名)を記入(区ホームページからも書き込めます)。

※いただいた主なご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、「広報すぎなみ」等で後日公表する予定。

【ご意見をお寄せください】

「杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」改正(案)

◇目的

阿佐ヶ谷駅北東地区における総合的・一体的なまちづくりを進めるため、平成31年3月に地区計画制度(※)の活用を柱とする「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画」を策定しました。

そして、まちづくり計画の具体化を図るため、地域住民等の意見等を踏まえ、3月5日に「阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画」の都市計画決定を行いました。この地区計画に定めた制限項目のうち特に重要な項目について、建築確認の際の審査基準とするため、「杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」(以下「条例」という)を改正することとしました。

※「都市計画法」に定められた制度で、目指すべきまちの将来像を実現するため、地区の特性に応じた道路の位置や建物の建て方等のルールを区が都市計画として定めるもの。

◇概要

今回、条例改正を予定している項目は次のとおりです。

●緑化率の最低限度に関する規定の新設

地区計画区域内において、区内で初めて建築物の緑化率の最低限度を定めるにあたり、現在の条例には緑化率に関する規定がないことを踏まえ、「都市緑地法」第39条第1項の規定に基づき、以下の規定を新設します。

- ・緑化率の最低限度に関する規定
- ・違反建築物に対する是正措置命令に関する規定
- ・報告および立ち入り検査に関する規定

●都市緑地法に基づく罰則規定の新設

地区計画区域内における緑化制限の実効性を担保し、みどりの保全・創出を確実に図るため、都市緑地法第80条の規定に基づき、緑化率の最低限度に関する制限に違反した者に対して、30万円以下の罰金に処する罰則を新設します。

●阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画における建築物に関する以下の制限項目を、条例の別表に追加します。

- ・適用区域 ・建築物等の用途の制限 ・建築物の容積率の最高限度
- ・建築物の敷地面積の最低限度 ・壁面の位置の制限
- ・建築物等の高さの最高限度 ・建築物の緑化率の最低限度

●建築基準法に基づく罰則規定の改正

「建築基準法」に基づき、建築物の用途や容積率の最高限度等の制限に違反した場合の罰金を「20万円以下の罰金」から「50万円以下の罰金」へ改正します。

◇閲覧・意見募集期間 4月30日まで

◇閲覧場所(各閲覧場所の休業日を除く) 市街地整備課(区役所西棟3階)、区政資料室(西棟2階)、各区民事務所、各図書館、阿佐ヶ谷地域区民センター(阿佐ヶ谷南1-47-17)

※新型コロナウイルス感染症対策により休業している施設があります。詳細は、区ホームページでご確認ください。

◇意見提出・問い合わせ先 市街地整備課地区計画係



ありがとうございました 1・2月のご寄附(敬称略・順不同)

【社会福祉基金】杉並明るい社会づくりの会=50万円▶都立豊多摩高校学友会=1万8918円▶鈴木和博▶匿名および氏名のみ公表分計=3万円

【みどりの基金】みどりの保全=成田西ふれあい農業公園来場者有志(1月分)=4万6740円▶「こどもまつり」来場者有志=1万6100円▶「落ち葉感謝祭2019活動報告展」来場者有志=1236円▶鈴木和博/(仮称)荻外荘公園などの整備分を含む匿名分計=3万円

【NPO支援基金】NPO支援基金普及活動協力者=3万9702円▶原田由美、堺由美▶鈴木和博▶匿名および氏名のみ公表分計=33万円

【次世代育成基金】チャリティー杉並明るいみんなの会=10万円▶菌部知昭=8万円▶杉並稲門会=2万2800円▶初鹿博雄=1万円▶東田中学校PTA=1万円▶鈴木和博▶杉山里子▶今村富美枝▶若尾義行▶小巻恵理子▶早川恵巳▶村上嘉英▶平田敦子▶林正紀▶倶楽部グリーン▶杉並区立中学校長会▶(株)忠武建基▶匿名および氏名のみ公表分計=137万2052円

【日本フィル被災地支援活動】佐藤立樹=3万円▶政田悠▶河俣義行

【杉並区応援寄附金】区長にお任せ=匿名分計=60万3642円

狂犬病予防定期集合注射を 6月に実施します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施期間を例年の4月から6月に変更します。なお、事情により4・5月中に注射を受けたい場合には、飼い主宛てに送付する「注射のお知らせ」「会場一覧表」を参照の上、会場となる各動物病院へお問い合わせください。

——問い合わせは、杉並保健所生活衛生課管理係 ☎3391-1991へ。

時6月1日(月)~30日(火) 費注射料3200円。注射済票550円(即時交付)。新規登録の場合は別途登録料3000円/いずれも1頭当たり 各会場への車での来場不可。飼い犬の死亡届は、電話のほか電子申請でも受け付け

🐾 犬の飼い主の皆さんへ 🐾

犬の飼い主は、「狂犬病予防法」で、犬の生涯に一度の登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。また、鑑札・注射済票は犬につけることになっています。これらを犬につけておくと、逃げてしまった際に飼い主に連絡が付きやすくなります。

特別弔慰金の請求受け付けを 開始します

戦没者等の死亡当時の遺族で、4月1日(基準日)に公務扶助料や遺族年金を受けている方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合、先順位の遺族1名に額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

請求期限は5年3月31日までです。請求方法はお問い合わせください。 区保健福祉部管理課地域福祉係

11月に特別養護老人ホーム 「プライムガーデンズ高円寺」開設

所在地=高円寺南5-33▶運営法人=三養福祉会▶概要=全室個室で10~12名を1つの生活単位とする、ユニット型特別養護老人ホーム 対原則、要介護3以上で、在宅で介護を受けることが困難な方 入所84名、ショートステイ10名 費月額7~28万円程度(介護度および入所者・世帯員の所得により異なる) 申込書(区内特別養護老人ホーム、ケア24、高齢者在宅支援課(区役所西棟2階)で配布。区ホームページからも取り出せます)を、区内特別養護老人ホームへ持参 同課施設入所係



区立施設の使用料を見直しました

11月1日から使用料が変わります

皆さんからご意見を伺い、2年第1回杉並区議会定例会において、施設使用料の関係条例を改正しました。

——問い合わせは、財政課、各施設へ。

見直しのポイント

①使用料算定対象経費の見直し

これまで施設にかかる経費の一部を使用料算定の対象としていましたが、原則としてフルコストを対象としました。

②施設の性質による負担割合の導入

施設の性質を「公共性と市場性」「必需性と選択性」の4つの観点で分類し、施設にかかる経費のうち、施設利用者が使用料として負担する割合に差をつけました（施設の性質に応じ、施設にかかる経費の50%または100%を使用料として負担）。

③目的外使用施設使用料の見直し

ゆうゆう館や児童館等の有料での使用（目的外使用）について、負担の公平性の確保の観点から、集会施設の2分の1とする設定を廃止し、集会施設と同額としました。

見直しの詳細は、区ホームページをご覧ください。
（右2次元コードからもアクセスできます）



見直した施設使用料（例）

※11月1日以降の使用分から。

●集会施設

施設	時間区分	現行使用料	新使用料
荻窪地域区民センター 第1集会室	午後① (午後1～3時)	2100円	1600円

●体育施設

施設	使用区分	現行使用料	新使用料
上井草体育館	2時間	7900円	8000円
野球場（塚山公園運動場以外）	2時間	3800円	4700円

●目的外使用施設

施設	時間区分	現行使用料	新使用料
ゆうゆう西荻北館 洋室1	夜間 (午後7～9時)	900円	1400円

区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）の結果をお知らせします

見直しに先立ち、「杉並区区民等の意見提出手続きに関する条例」に基づき、「広報すぎなみ」元年10月1日号などで見直し案を公表し、皆さんからご意見を伺いました。

——問い合わせは、財政課へ。

●意見提出期間＝元年10月1日～31日 ●意見提出件数＝28件（延べ55項目）

いただいた主なご意見の概要と区の考え方

ご意見の概要	区の考え方
<p>体育館の施設について、個人利用の値上げは（個人の負担が大きいため）絶対にやめてほしい。一方、団体利用となる体育館の貸し切り利用（会議室等含む）は、個人としての負担は軽いため、値上げの必要はないと思う。</p> <p>利用者負担額を上げてほしい。使わない人の税金を使うよりも、利用者が負担するほうが理にかなっていると思う。ただし、やたらと値上げすればいいというようには思っていない。</p>	<p>今回の見直しは、施設利用者と未利用者との負担の公平性の確保や、受益者負担の適正化の観点から、「使用料算定対象経費の見直し」「施設の性質による負担割合の導入」「目的外使用施設使用料の見直し」といった考え方のもと行うものです。各施設の使用料の引き上げ、引き下げはこの見直しの考え方に基づき算定したもので、金額は適正であると考えています。</p>

「施設使用料の見直し」の全文、いただいたご意見の概要と区の考え方は、財政課（区役所東棟4階）、区政資料室（西棟2階）、各区民事務所、各図書館で4月30日まで閲覧できます（各閲覧場所の休業日を除く）。また、区ホームページでもご覧になれます。なお、新型コロナウイルス感染症対策により休業している施設があります。詳細は、区ホームページでご確認ください。



区内全域の道路を対象とした「ブロック塀等安全対策支援」を始めます

平成30年6月に発生した大阪府北部地震で、登校中の小学生が倒壊したブロック塀の下敷きになり亡くなるという事故が発生しました。

区では同様の事故の発生を防止するため、4月から区内全域の道路を対象としたブロック塀等安全対策支援事業として工事費の一部を助成します。

助成内容 幅員4m以上の「建築基準法」「道路法」の道路に面する、区が危険と判断したブロック塀等の撤去に係る費用の一部と、撤去後の新設に係る費用の一部を助成

申請受け付け期間 2年度は、3年1月末日まで（3年度は4月1日から受け付け。6年度まで）

園市街地整備課耐震改修担当

ブロック塀等の改修に関連するその他の取り組み

●狭あい道路拡幅整備事業

狭あい道路の拡幅整備に合わせた塀の撤去や設置に係る費用の一部を助成します。
園狭あい道路整備課狭あい道路整備推進係

●接道部緑化助成

道路沿いに生け垣などを作るとき、既存ブロック塀などの撤去も含め、緑化費用を助成します。
園みどり公園課みどりの事業係

※いずれも詳細は、区ホームページをご覧ください。

地震時の電気火災対策には感震ブレーカーの設置が効果的です

感震ブレーカーとは

震度5強以上の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落として、電気を止める装置です。

感震ブレーカー設置支援事業

～対象地域を区内全域に拡大しました

震災時の電気火災、通電火災を予防するため、簡易型感震ブレーカーの設置助成を行います。

◆対象者

- ①一般対象者（設置費用一律2000円）＝区内に居住または家屋を保有している方（②を除く）
- ②特例対象者（設置費用を区で負担）＝区内在住の方で次の(1)～(4)のいずれかに該当する方(1)65歳以上のみの世帯(2)「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方がいる世帯(3)「難病患者福祉手当」を受けている方がいる世帯(4) (1)～(3)以外の世帯で地域のたすけあいネットワーク「地域の手」登録者がいる世帯

◆申請方法

申請書類（防災課〈区役所西棟6階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）を、3年2月26日（消印有効）までに同課へ郵送・持参

◆問い合わせ

防災課

◆その他

申請は1世帯1回。ブレーカーの状況によって設置できない場合があります。分電盤が複数ある場合はお問い合わせください。

2年度区民健康診査・がん検診などのお知らせ

——問い合わせは、杉並保健所健康推進課健診係 ☎ 3391-1015 へ。

- 全ての健(検)診の対象年齢は、2年度(4月1日～3年3月31日)中に誕生日を迎えた満年齢です。
- 各健(検)診とも、5月下旬から区ホームページで実施医療機関一覧がご覧になれます。

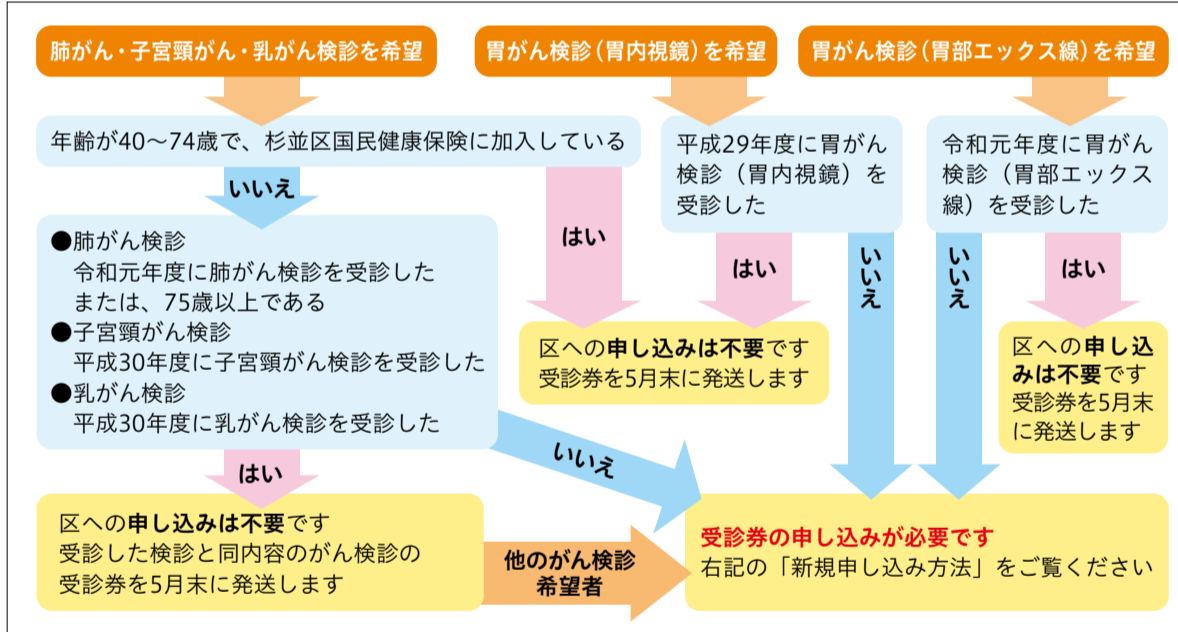
【区への申し込みが必要な健(検)診】

健(検)診名	区民健康診査		がん検診				
	成人等健診 ※1		胃がん		肺がん	子宮頸がん ※3	乳がん ※3
対象	30～39歳で職場などで健診を受ける機会がない方		50歳以上の方	40歳以上の方	40歳以上の方	20歳以上の女性	40歳以上の女性
費用	無料		1000円	500円	500円 (65歳以上は無料)	500円 ※5	500円 ※6
受診期間 (休診日を除く)	●4～9月生まれ=6月1日～10月31日 ●10～3月生まれ=8月1日～3年1月31日 ※2		6月1日～3年2月28日 ※4	6月1日～3年1月31日		6月1日～3年2月28日	
申し込み締め切り(必着)	3年1月15日		定員7290名(申込順)。定員になり次第終了	3年1月15日		3年2月12日	
受診券発送日	●新規に申し込んだ方=5月中旬までの到着分=5月末に発送▶7月上旬までの到着分=受け付け後2・3週間で発送。7月中旬より毎週月曜日締め切りで、木曜日発送 ●その他の方=下記「がん検診受診券(シール)申し込みの流れ」をご覧ください						

【区への申し込みが不要な健(検)診】

健(検)診名	区民健康診査		がん検診		歯科健診	その他	
	国保特定健診	後期高齢者健診	大腸がん ※7	前立腺がん ※7	成人歯科健診	後期高齢者歯科健診	
対象	40～74歳で杉並区国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者	40歳以上の方	50・55・60・65・70歳の男性	25・30・35・40・45・50・60・70歳の方	76歳の方	40・45・50・55・60歳の方
費用	無料		200円	500円	無料		300円
受診期間 (休診日を除く)	●4～9月生まれ=6月1日～10月31日 ●10～3月生まれ=8月1日～3年1月31日 ※2		6月1日～3年1月31日		6月1日～12月28日		10月1日～3年1月31日
受診券発送日	5月末		受診券シールはありません。実施医療機関へ直接申し込んでください		5月末		9月末

【がん検診受診券(シール)申し込みの流れ】



新規申し込み方法

- ①電子申請**
区ホームページから申し込めます(右2次元コードからもアクセスできます)。
【利用方法の問い合わせ】
電子申請サービスヘルプデスク
☎0120-03-0664 (平日午前8時30分～午後6時)
- ②はがき**
【申し込み先】杉並保健所健康推進課健診係(〒167-0051荻窪5-20-1)
【記載事項】住所、氏名(フリガナ)、生年月日、年齢、性別、電話番号、希望健(検)診名
- ③窓口(杉並保健所健康推進課)**
本人確認できるもの(保険証・運転免許証等)を持参

国勢調査2020

10月1日に実施します!シリーズ①

「国勢調査」とは?

日本の人口や世帯の実態を明らかにするために5年ごとに実施する、最も基本的で重要な統計調査です。

調査結果は、年金、医療費、子育ての環境整備のほか、地域の防災計画など、さまざまな分野において幅広く活用されます。

詳細は、総務省ホームページ(国勢調査2020キャンペーンサイト)をご覧ください。

区民生活部管理課統計係 ☎5307-0621



「すぎなみ はつらつ体操」で、運動不足を吹き飛ばせ!

新型コロナウイルス感染症を防止するために、人混みなどへの外出を控えることは大切ですが、運動不足が心配です。区では、家でも気軽にできる体操「すぎなみ はつらつ体操」を作成しました。

家でもできる「すぎなみ はつらつ体操」

14種類の運動と、ウォーキングのこつを紹介。自分の体力に合わせてチャレンジしましょう!

区役所、地域包括支援センター(ケア24)、保健所等で「すぎなみ はつらつ体操」のチラシを配布しています。

区ホームページからもご覧になれます。

☎杉並保健所保健サービス課 ☎3391-0015



簡単な筋トレを紹介した動画「筋トレ体操 初級編」をYouTube杉並区公式チャンネルで公開しています。



筋トレ体操 初級編▶

国民健康保険に加入の方へ

2年度国民健康保険料の料率が決まりました

国民健康保険の保険料は前年所得が確定する6月中旬に決定し、各世帯に保険料額通知書を送付します。2年度の保険料を、6月～翌年3月の10回でお支払いいただくよう計算して通知します。

〈2年度国民健康保険料〉

	医療分 (全ての加入者)	後期高齢者支援金分 (全ての加入者)	介護分 (40～64歳の加入者)
均等割(加入者1人当たり)	年額3万9900円	年額1万2900円	年額1万5600円
所得割	賦課標準額※ ×7.14%	賦課標準額※ ×2.29%	賦課標準額※ ×2.09%
最高限度額	63万円	19万円	17万円

※賦課標準額＝前年の総所得金額等－住民税の基礎控除額(33万円)。

年間保険料 = 医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分

◆他の保険の適用となった方へ

勤務先の保険に加入するなど他の保険の適用となった方は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。保険証などの新しい保険に加入していることが分かるものと国民健康保険証を持参の上、国保年金課国保資格係(区役所東棟2階)または区民事務所で手続きをしてください。来庁できない場合は郵送でも手続きができます。人数分の新しい保険証のコピーと国民健康保険証を国保年金課国保資格係へ郵送してください。

◆申告はお済みですか？

国民健康保険料は、加入者全員の前年の所得を基に算定します。前年の所得に関する申告がない場合、保険料が確定できないだけでなく、減額の判定もできません。確定申告または住民税の申告が済んでいない方は早めに申告をお願いします。

☎国保年金課国保資格係 ☎5307-0641

保険料の納付をお忘れなく

保険料は、杉並区の国民健康保険に加入している方が、病気やけがなどで医療機関等にかかったときの医療費に充てられる大切な財源です。納期限までに必ず納付してください。

◆口座振替をご利用ください

みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、西武信用金庫、ゆうちょ銀行の口

座を利用している方は、国保年金課国保収納係(区役所東棟2階)または区民事務所で手続きができます。

※手続きができるのは、口座名義人に限ります。

※一部非対応のカードがあります。

◆納付書での納付

銀行などの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を含む)、コンビニエンスストア、国保年金課国保収納係(東棟2階)、区民事務所で納付できます。ただし、30万円を超える納付書はコンビニエンスストアでは使用できません。また、「平成32年3月31日または令和2年3月31日までコンビニエンスストアでご利用になれます」と記載がある納付書は、4月1日以降、コンビニエンスストアでは利用できません(金融機関、区役所などでは使用可)。

納付書で保険料を納めている方は、携帯電話を利用した納付もできます。詳細は、区ホームページをご覧ください。

◆ご相談ください

倒産や失業など、やむを得ない事情で保険料を納めることが困難な方は、国保年金課国保収納係(東棟2階)に来庁または電話でご相談ください。

☎国保年金課国保収納係 ☎5307-0374

対象の方へ糖尿病性腎症等重症化予防プログラムのご案内をお送りします

糖尿病性腎症等のリスクがある方に、重症化予防のための保健指導を実施します。疾病管理の教育を受けた保健師・看護師が面談・電話を行う6カ月間の継続支援プログラムです。かかりつけ医と連携して、生活習慣のアドバイスや糖尿病に関する情報提供を行い、健康と生活の質の向上を目指します(無料)。☑杉並区の国民健康保険に加入の方で血糖高値・腎機能低下がみられる方 ☑申込書(4月中旬に対象者へ送付)を委託事業者へ返送 ☑国保年金課医療費適正化担当 ☑委託事業者=DPPヘルスパートナース(電話で参加の案内をすることがあります)

保養施設事業のご案内

杉並区国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者は、通年の保養施設として全国の「かんぼの宿」を500円割引で利用できます。直接、各施設へ電話または「かんぼの宿」ホームページから予約してください。

※詳細は、パンフレット(国保年金課国保収納係〈区役所東棟2階〉、区民事務所で配布)、区ホームページをご覧ください。

◆その他

「国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の夏季保養施設」は、平成29年度に事業を終了しました。

☎国保年金課国保収納係 ☎5307-0644



元年度の区指定・登録文化財が決まりました

—— 問い合わせは、生涯学習推進課文化財係へ。

入澤達吉関係資料 (日記類) 47点

指定有形文化財(歴史資料)

入澤達吉は、「荻外荘(近衛文麿旧宅)」の前所有者であり、大正天皇の侍医頭を務めた医師です。日記・随筆から、近世・近代の知識人の行動様式や思考法をうかがい知ることができ、今後の歴史研究に資する貴重な資料です。



入澤達吉関係資料(日記類)▲

角川源義所蔵美術資料 26点

登録有形文化財(歴史資料)

昭和期の俳人・国文学者で、角川書店を創設した角川源義が、「幻戯山房(旧角川家住宅主屋)」で所蔵していた美術資料です。岸田劉生、棟方志功、岡本太郎らの作品が含まれています。昭和という時代の文化的様相を示す、源義の人物史・文化史上、重要な資料です。



「光明妃柵」(棟方志功作)▲

いずれも所在=郷土博物館(大宮1-20-8)
※現在公開していません。

2・3年度 後期高齢者医療保険料率のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料率は、均等割額が4万3300円から4万4100円に、所得割率が8.80%から8.72%に変更されます。詳細は、東京都後期高齢者医療広域連合 ☎<http://www.tokyo-ikiiki.net/>をご覧ください。

新たな料率に基づいて計算された2年度保険料のお知らせは、7月中旬に送付します。

☎国保年金課高齢者医療係

メンバー募集

ゆう杉並 オフィシャルボーカル



ゆう杉並(児童青少年センター)公式のボーカルサークルです。プロの講師から直接指導を受けられます。

☎5月14日～3年3月25日の木曜日、午後6時45分～8時45分(祝日、休館日、テスト期間を除く) ☑児童青少年センター ☑阿佐谷ジャズストリート出演等、公演に向けての練習 ☑浜博志(ピアノ・アレンジ)、上島尚子(ボーカル) ☑中高生 ☑ボーカリスト=10名程度、ピアニスト・その他楽器演奏者=若干名(いずれも申込順) ☑直接、児童青少年センター(荻窪1-56-3〈月曜日を除く〉) ☎児童青少年課事業係 ☎3393-4760

区民相談

区民の方向けに、さまざまな相談窓口を開設しています

☎3312-2111(区代表) ★は予約制

新型コロナウイルス感染症対策により一部相談業務を休止している場合があります。



相談名	内容	日時ほか	場所・問い合わせ	
暮らし・法律・行政など	一般区民相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時	区政相談課	
	くらしの相談	月・火・木・金曜日午前9時～正午、午後1時～4時		
	外国人相談	英語＝火曜日午前9時～正午／木曜日午後1時～4時 中国語＝火曜日午後1時～4時／木曜日午前9時～正午		
	外国人サポートデスク	外国人相談ボランティアによる通訳・相談	英語＝月曜日午後1時～4時▶金曜日午前9時～正午 中国語＝月曜日午前9時～正午▶第1・3・5金曜日午後1時～4時▶韓国語＝第2・4金曜日午後1時～4時▶ネパール語＝第1・3水曜日午前9時～正午	区政相談課、杉並区交流協会☎5378-8833☎5378-8844
	交通事故・防犯相談	示談の進め方や防犯対策に関すること	火・金曜日午前9時～正午、午後1時～4時	区政相談課
	人権相談	人権が侵されたとき	第4金曜日午後1時～4時(受け付けは3時まで)	
	行政相談	国など行政機関への苦情や要望	第2金曜日午後1時～4時	犯罪被害者総合支援窓口相談専用☎5307-0620
	犯罪被害者相談	犯罪被害を受けた方の生活上の問題や悩みなど	月～金曜日午前8時30分～午後5時	
	生活相談	病気や失業などで経済的にお困りのことなど(主に生活保護をお考えの方)	月～金曜日午前8時30分～午後5時	
	弁護士による法律相談★	土地、建物、相続、その他法律上のこと	月～金曜日午後1時～4時(先着12名(水曜日のみ先着6名))、第3土曜日午後1時～4時(先着12名)	杉並福祉事務所(荻窪☎3398-9104/高円寺☎5306-2611/高井戸☎3332-7221)
税務相談★	贈与税・相続税等についての助言・指導	水・木曜日午後1時～4時(先着6名)	くらしのサポートステーション(生活自立支援窓口)☎3391-1751	
司法書士相談★	不動産登記や商業登記の手続き、裁判所へ提出する書類の作成・手続き等の助言・指導	第2・4水曜日午後1時～4時(先着6名)		
家庭	家事相談★	夫婦・親子の家庭内の悩みなど	火曜日午後1時～4時(先着4名)	杉並福祉事務所(荻窪☎3398-9104/高円寺☎5306-2611/高井戸☎3332-7221)
	家庭相談	離婚・男女関係・家庭内の悩みなど	月・水・金曜日午後1時～5時	
	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭への支援など	月～金曜日午前8時30分～午後5時	
住宅・建物	住まいの修繕・増改築相談	住まいの修繕、増改築に関することなど	月～金曜日午後1時～4時	子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当☎5307-0343
	専門家による空家相談★	空き家の管理・相続に関することなど	第3木曜日午前9時20分～11時55分	
	住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会	建物の耐震診断や耐震改修・ブロック塀相談	第2水曜日午後1時～4時	
	建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会	建物全般・ブロック塀相談	第1・3火曜日午後1時～4時	
高齢者	介護保険苦情・相談	介護サービスの苦情・相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時	介護保険課
	健康相談★	高齢者の健康に関すること	午前10時～正午、午後1時～4時(第3月曜日を除く)	高齢者活動支援センター☎3331-7841
	高齢者の総合相談窓口	介護に関する相談、物忘れ相談、介護保険の申請受け付け、介護予防や生活支援の相談・申請受け付け	月～金曜日午前9時～午後7時/土曜日午前9時～午後1時(電話での相談は24時間365日受け付け)	地域包括支援センター(ケア24)20カ所(「すぎなみくらしの便利帳」参照)
	在宅支援・高齢者福祉の相談	在宅支援や高齢者の福祉、若年性認知症に関すること	月～金曜日午前8時30分～午後5時	高齢者在宅支援課
障害者	介護者の心の相談★	臨床心理士による介護者の悩みや心の葛藤について	毎月3回	
	障害者の総合相談窓口	生活全般に関すること	月・水～金曜日午前9時～午後7時/土・日曜日午前9時～午後5時	すまいる荻窪☎3391-1976☎3391-1012
			火～金曜日午前9時～午後7時/土・日曜日午前9時～午後5時	すまいる高円寺☎5306-6381☎5306-6383
	障害者手帳に関する相談	身体障害者手帳、愛の手帳に関すること	月～金曜日午前8時30分～午後5時	すまいる高井戸☎3331-2510☎3332-1815
高次脳機能障害者の相談	高次脳機能障害に関すること	月～金曜日午前8時30分～午後5時	杉並福祉事務所(荻窪☎3398-9104☎3398-9598/高円寺☎5306-2611☎5306-2620/高井戸☎3332-7221☎3335-5641)	
経済	商工相談★	資金繰り、創業その他経営について	月～金曜日午前8時30分～午後5時	産業振興センター就労・経営支援係(商工相談担当)☎5347-9182
就労	就労準備相談★	個々の状況に応じた就労準備のための相談・職業紹介	月～金曜日、第1・3土曜日午前10時～午後4時(水曜日午前10時～午後4時、6時～8時)	就労支援センター(若者就労支援コーナー)☎3398-1136
	職業相談	ハローワークスタッフによる職業相談、職業紹介	月～金曜日午前9時～午後5時	就労支援センター(ハローワークコーナー)☎3398-8619
消費者	消費者相談	商品やサービスの契約トラブルなど消費生活	月～金曜日午前9時～午後4時	消費者センター相談専用☎3398-3121
教育・保育・児童	学校教育に関する相談	子どものいじめなど	月～金曜日午前9時～午後5時	済美教育センター教育SAT☎3311-0023
	いじめ専用電話相談	子どものいじめ	月～金曜日午前10時～午後7時	すぎなみいじめ電話レスキュー☎0120-949-466、☎080-8825-0119
	教育相談★	児童生徒の情緒や家庭・学校生活など教育に関すること	月・水・金・土曜日午前9時～午後5時/火・木曜日午前9時～午後7時	済美教育センター教育相談担当☎3311-1921
	就学支援相談★	特別支援学級や特別支援学校の入学、転学に関する相談、学校入学後の支援に関すること	月～金曜日午前9時～午後5時	特別支援教育課☎5929-9481
	電話教育相談	不登校や教育上の悩み	月～金曜日午前9時～午後5時	済美教育センター教育相談担当☎3317-1190
	子育て相談	乳幼児の生活習慣・しつけなど	月～金曜日午前9時～午後5時 月～土曜日午前9時～午後5時	区立保育園(31園) 園保育課 子育てサポートセンター(2カ所) 園保育課
		就園前の子育ての悩みなど	月～金曜日午後1時～4時	区立子供園(下高井戸☎3303-9485/堀の内☎3313-3437/高円寺北☎3330-0340/成田西☎3311-3876/高井戸西☎3332-9020/西北北☎3399-0848)
	子どもの相談★	乳幼児の発達、遅れやその心配など	月～金曜日午前9時～午後5時	児童発達相談係☎5305-6713
	ゆうライン(子どもと家庭に関する総合相談)	子どもからの相談、子育ての相談など	月～土曜日午前9時～午後7時	杉並子ども家庭支援センターゆうライン(相談専用窓口)☎5929-1901
	子どものこころの相談★	児童精神科医による専門相談	第2・4火曜日午後2時30分・4時(各1組)	
	家族相談★	家族心理士による専門相談	木曜日または土曜日(月3回)午前9時30分・11時(各1組)	
	子育て支援サービスの利用相談	区が行う子育て支援サービス、子育て応援券事業者などの民間サービスの利用相談、保育園の入園相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時	子どもセンター(荻窪☎5347-2081/高井戸☎5941-3839/高円寺☎3312-2811/上井草☎3399-1131/和泉☎3312-3671)
	DVなど	一般相談(面談は予約制)	家庭内の問題・人間関係の悩み、性的マイノリティーに関する悩みなど	月～金曜日午前9時～午後5時
法律相談★		女性のための離婚・養育費などの法的な問題	木曜日午後1時30分～4時30分(月1回夜間あり)	すぎなみDV専用ダイヤル☎5307-0622
DV相談(面談は予約制)		配偶者・パートナーからの暴力の相談	月～金曜日午前9時～午後5時	
女性相談	配偶者等からの暴力の相談など	月～金曜日午前8時30分～午後5時	杉並福祉事務所(荻窪☎3398-9104/高円寺☎5306-2611/高井戸☎3332-7221)	
保健福祉・医療	保健福祉サービス苦情調整委員制度★	保健福祉サービス苦情調整委員への相談(施設や在宅などで提供される保健福祉サービスに関すること)	月3回午後1時30分～4時(受け付けは3時まで)	保健福祉部管理課保健福祉支援担当
	医療安全相談窓口	診断、治療、薬など医療に関する疑問・心配事	月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時30分	杉並保健所健康推進課専用☎3391-0874
	在宅医療相談調整窓口	在宅医療に関するさまざまな相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時	在宅医療・生活支援センター☎3391-1380
健康相談	子育て・乳幼児歯科・もの忘れ・こころ(自殺予防を含む)・生活習慣病・食生活など	月～金曜日午前8時30分～午後5時 ※各種健康相談の日程は、「広報すぎなみ」毎月15日号に掲載予定。	保健センター(荻窪☎3391-0015/高井戸☎3334-4304/高円寺☎3311-0116/上井草☎3394-1212/和泉☎3313-9331)	

※区政相談課(区役所東棟1階)には、月・水曜日の午前9時～午後4時、福祉事務所(荻窪)には、第3木曜日の午後1時～3時に手話通訳者がいます。
※いずれの相談も、祝日・休日・年末年始(12月29日～1月3日)・各施設の休館日はお休みです。

世帯(住民基本台帳) 3月1日現在()は前月比	世帯数	日本人のみの世帯	310,264 (13増)	外国人のみの世帯	12,601 (174減)	日本人と外国人の世帯	2,653 (0)	合計	325,518 (161減)
-----------------------------	-----	----------	------------------	----------	------------------	------------	--------------	----	-------------------

まちを彩る
「学び」の力

すぎなみ
地域大学

5～7月開講講座の 新規受講生を募集します

すぎなみ地域大学で、まちに踏み出すきっかけを作ませんか。
—— 問い合わせは、地域課地域人材育成係 ☎3312-2381へ。



講座名	日時・場所・対象・定員(抽選)・費用	申込締め切り日(必着)
地域活動基礎コース		
まちに飛び出せ！ コミュニケーション講座「話す」	☎6月16日(火)・23日(火)・30日(火)午後6時30分～9時(計3回) 場 区役所分庁舎(成田東4-36-13) 定15名	5月26日
地域活動実践コース		
今、森林の在り方が見直されています 森林ボランティア育成講座	☎5月23日(土)、6月6日(土)、7月11日(土)、9月12日(土)、10月3日(土)、11 月14日(土)、12月12日(土)、3年1月9日(土)、2月6日(土)、3月13日(土)の原 則、午前9時～午後3時(計10回) 場青梅市内の山林・集会施設 (JR青梅線青梅駅周辺) 区内在住で18歳以上の方 定15名	5月6日
大切な人の命を守る！ 救急協力員講座	☎①5月23日(土)・24日(日)②6月27日(土)・28日(日)午前9時～午後0 時15分 場杉並保健所(荻窪5-20-1) 区内在住・在勤・在 学で救命技能認定証を持っていない16歳以上の方 定各回25 名 費各回500円	①5月6日 ②6月7日
最新の食と健康の知識を得て地域貢献♪ 食育推進ボランティア講座	☎5月27日～7月1日の毎週水曜日、午後2時～4時30分(計6回) 場杉並保健所(荻窪5-20-1) 区内在住の方 定30名 費 2500円	5月6日
子どもたちの成長を支えませんか？ 学校介助員ボランティア講座	☎6月11日(木)・18日(木)・25日(木)午前10時～正午(計3回) 場区 役所分庁舎(成田東4-36-13) 定30名 費1500円	5月21日
歴史文化の継承のお手伝い 文化財保護ボランティア講座	☎6月17日(水)・24日(水)、7月1日(水)・8日(水)・15日(水)、11月11日 (水)午後1時30分～5時(8～10月に3日間実習あり。計9回) 場 区役所分庁舎(成田東4-36-13)ほか 定25名	5月27日



公開
講座

食育推進ボランティア
講座から

「健康食品の効果は…？
～食情報の正しい選択」

☎6月10日(水)午後2時～4時
30分 場杉並保健所(荻窪
5-20-1) 師群馬大学名誉教
授・高橋久仁子 定30名(申
込順) 申電話・Eメールに講
座名、氏名(フリガナ)、電話
番号を書いて、地域課地域人
材育成係 tiikidaigaku-t@
city.suginami.lg.jp

※☎の記載がないものは、区内在住・在勤・在学の方。

申し込み
方法

はがき・ファクス・Eメール(12面記入例)に受講動機と修了後の活動目標、在勤・在学の方は勤務先・学校名も書いて、地域課地域人材育成係(〒166-0015成田東4-36-13 ☎3312-2387 ✉tiikidaigaku-t@city.suginami.lg.jp)。すぎなみ地域大学ホームページ(右2次元コードからアクセスできます)からも申し込みます。

CHECK

講座の詳細等は、募集案内(駅の広報スタンド、区役所、区民事務所、図書館等で配布)参照。

地域コム すぎなみ地域大学

検索



2年度協働提案事業を募集します

—— 問い合わせは、地域課協働推進係 ☎3312-2381へ。

協働提案制度は、区と地域活動団体(NPO法人、地域団体、事業者など)が、お互いの立場を尊重し役割を分担しながら、地域の課題解決に取り組む制度です。協働の担い手となる地域活動団体と区が話し合いや意見交換の場を持ち、課題の認識や目的・解決の方向性を共有して、提案された協働提案事業に取り組みます。各団体の得意分野を生かした事業提案をお待ちしています。

提案できる内容

- 地域の課題の解決につながるもの
- 区と地域活動団体が協働することで相乗効果が期待できるもの
- 地域活動団体が主体となって実施することが可能であるもの
- 特定の個人や団体のみが利益を受けるものではないもの
- 区への一方的な要望ではなく、区と地域活動団体との協議の結果、明確に協働の役割分担ができるもの
- 宗教活動または政治活動を目的としていないもの

対象

NPO法人・ボランティア団体・地域団体・事業者などの団体。詳細な要件は、お問い合わせください

募集期間

5月30日まで

提案の受け付け

すぎなみ協働プラザ(阿佐谷南1-47-17 ☎3314-7260 ✉info@nposupport.jp)

事前相談

電話・Eメール(12面記入例)で、事前相談を希望する日時を予約

その他

詳細は「杉並区協働提案募集案内 令和2年度」(区役所西棟1階まちの情報コーナー、区役所分庁舎、各地域区民センター、すぎなみ協働プラザほかで配布)をご覧ください。

2年度協働提案 募集説明会

☎4月20日(月)午後6時30分～7時30分 場区役所分庁舎(成田東4-36-13)
☎協働提案制度の概要、募集・実施スケジュールほか 申電話・Eメール(12
面記入例)で、すぎなみ協働プラザ ☎3314-7260 ✉sanka@nposupport.jp
他出席しなくても、協働提案の応募は可

●元年度採択の協働提案事業(2年度実施事業)

提案名	提案内容	提案団体
重症心身障害児・ 医療的ケア児(未 就学児)のピア相 談	日常的に高度な在宅医療や生活支援 が必要な重症心身障害児や医療的ケ ア児の保護者を先輩保護者がピア相 談員として支援し、孤立しがちな対 象保護者の社会参加の機会を提供す る仕組みを作ります。また、保護者 の意見などをまとめた「ピアサポ ートBOOK」を作成します。	NPO法人 みかんぐみ
障害者・高齢者の 共生社会に向けて ～障害分野と高齢 分野の連携推進	障害者が高齢者の通所介護事業所 (デイサービス事業所)を利用できる よう、障害者と高齢者がともに利用 する共生型(通所)デイサービス事 業所の開設を促進します。	Geny (ジェニー)
外国人母子の母子 保健医療サービス へのアクセス改善 を目的とした母親 (妊婦)学級の強化 と連携体制づくり	外国人妊婦(ネパール人)が、妊婦 面接、妊婦訪問や母親(妊婦)学 級への参加を通して、母子保健医療 サービスを理解することにより、外 国母子の保健医療サービスを受け やすくします。	NPO法人 シェア =国際保健 協力市民の会

人口(住民基本台帳)
3月1日現在()は前月比

人口	日本人	男	266,374(55増)	女	289,472(31増)	小計	555,846(86増)	合計	574,280 (70減)
外国人	男	9,149(62減)	女	9,285(94減)	小計	18,434(156減)			